

構造改革特別区域計画

1 構造改革特別区域計画の作成主体の名称

四国中央市

2 構造改革特別区域の名称

新宮小中一貫教育特区

3 構造改革特別区域の範囲

四国中央市の区域の一部（寺内小・新宮小及び新宮中学校区）

4 構造改革特別区域の特性

四国中央市は愛媛県の東端部に位置し、東は香川県に面し、南東は徳島県、更に南は四国山地を境に高知県に接しており、四国で唯一4県が接する地域である。県都松山市と高松市へは約80km、高知市までは約60km、徳島市までは約100km、大阪市へ約300km、東京都まで約800kmの距離にある。

全国的にも稀な紙産業を中心とした強固な産業基盤を持つまちであり、また、四国的高速道路網「エクスハイウェイ」の結節地として交通の利便性では四国の中でも最高の好条件を備えている。この有利な条件を活用し飛躍的な発展を遂げるべく、現在、重要港湾である「三島川之江港」に多目的国際ターミナル「エクスポート四国ロジサイト」の整備が順調に進んでおり、完成の暁には陸路のみならず、海路においても四国の中心的存在となり、国内はもとより、国外へも開けた物流、情報発信基地になる期待が高まっている。

また、当市は、燧灘、法皇山脈など美しい、豊かな自然に恵まれており、市民生活、産業発展に必要な水資源を提供し、市内外から訪れる人々に癒しと安らぎを与える恒久の財産を有している。

このように、まち・うみ・やまのバランスがとれた新市のまちづくりとして「四国のまんなか 人がまんなか 手をつなぎ、明日をひらく元気都市」を将来都市像に掲げ、行政と市民がともに手を取り合い、それぞれの役割を果たし、協働して「四国一質感の高いまちづくり」を目標とする第一次四国中央市総合計画を策定した。

学校教育の分野では、完全学校週5日制の下、ゆとりの中で特色ある教育を展開し、家庭や地域社会との連携を深めながら、児童生徒に「生きる力」を育成することが、強く求められている。豊かな人間性や社会性、国際社会に生きる日本人としての自覚の育

成や自ら学び、自ら考える力の育成、ゆとりある教育活動を展開する中で、基礎・基本の確実な定着を図り、個性を生かす教育の充実、各学校が創意工夫を生かし、特色ある教育、特色ある学校づくりを進めている。

また、21世紀に通用する人材の育成を目指し、友好都市である中国の宜城市との活発な文化交流及び人材交流を行い、ニュージーランドのクライストチャーチ市民との交流も行っている。特に中学生海外派遣事業では、ニュージーランド国立ヒルモートンハイスクールと毎年相互交流を実施しており、学校交流やホームステイ交流を活発に行っている。

このような状況のなか、9年間を見通した系統性・連続性のある小中一貫教育を実施することにより、今日の国際化社会において、郷土を愛し、世界に発信できる豊かな人間性を備えた子どもを育成し、独自性のあるまちづくりを進めたい。

今回、小中一貫教育を進めようとする新宮地域は、四国中央市の南東部に位置する高地で、かおり日本一と賞される新宮茶が育つ豊かな自然と四国の要衝としての歴史をもつ地域であり、小学校2校、中学校1校で構成される中学校区で、小中一貫教育を推進する条件に非常に恵まれている。

小・中学校の交流学習会の実施、校区内の地域と連携を図った諸行事への小・中学生の参加も多い。一方で、中学校入学後も、小学校の集団と変化がないことから、十分なコミュニケーションを必要としなくてもお互いに分かり合えることから、表現力が不足する傾向にある。その表現力の育成については、発達段階に応じた長期的な取組が不可欠であることは明らかである。

今回申請する小中一貫教育特区は、少人数学習、自然体験、体験活動などこれまでの取組を踏まえるとともに、教育課程の枠組みを越えて実施するもので、具体的には、学校の特色を生かした新設教科の設置や教育段階の工夫を行うことなどにより、基礎学力の充実に努めるとともに特色ある学校づくりを推進し、心豊かにたくましく生きる子どもを育成するものである。

5 構造改革特別区域計画の意義

四国中央市新宮地域は、過疎化の進行により、社会生活の様々な面で支障をきたしてきている。そこで、本事業を進めることで、過疎化の進行を抑え、活力ある学校づくり、地域づくりを行う。

(1) 学校と地域の活性化

新宮地域には、昭和30年代中頃には、6小学校・2中学校合わせて1,300名以上の児童生徒が学んでいた。しかし、過疎化が進み、現在では、新宮小学校、寺内小学校の2小学校と新宮中学校の小中合わせた3校となり、児童生徒数は3校で90名あまりとなった。そんな中、寺内小学校では複式による授業が展開され、新宮小学校においても、教頭が学級担任となることで、複式の解消を図っている。

児童生徒数の減少に伴い、地域のシンボルかつコミュニティの中心的な存在であった学校自体の活力やエネルギーが減少しがちとなり、それと並行して、地域の活力も乏しくなっている。そして、この状況は、今後一層進むことが予想されている。

そこで、新宮地域に小・中学生が同じ敷地内及び校舎で学校生活を行う小中一貫教育を導入し、次のような実践を行うことで、学校の活性化とともに、地域全体の活性化を図る。

ア 9年間を見通した教育課程の実施により、発達段階に応じた計画的・継続的な学習指導、生徒指導を展開する。

イ 小学校1年生から中学校3年生までの幅広い異年齢集団による活動を通して、豊かな社会性や人間性を育む。

ウ 学校を中心として地域の連携を深め、学校、家庭、地域社会が一体となった教育活動を展開する。

これらのことにより、児童生徒の実態や思いに即し、保護者や地域の願いにも応えながら、子どもたちが夢を描き希望をもって通える学校づくりを行う。

(2) 地域に貢献できる人材の育成

小中一貫教育による9年間で、小中の接続や連続性を考慮した生活や学習を行うとともに、小・中学校の教職員が相互の協力関係のもと同じ視点で継続的に一貫性ある指導を行うことで、児童生徒の学習や学校生活に対する戸惑いを軽減し、学習の意欲を高め、確かな学力を身に付けさせる。

その過程では、特に次の点に留意する。

ア 小・中学校間における教科の難易度の急激な変化を緩和する。

イ 小学校から中学校へ進学する際の心理的不安を軽減し、不登校や問題行動の発生を予防する。

ウ 指導内容を工夫・充実することで、今日的な課題に柔軟に対応する。

以上のことを留意しつつ、後述するコミュニケーション能力の育成、英語教育の充実、体験活動の充実、一部教科の授業時数を増やすことなどの具体的実践を通し、「確かな学力」、「豊かな表現力」、「体験に基づく人間力」という3つの力を育て、将来地域に貢献できる人材を育成する。

6 構造改革特別区域計画の目標

新宮地域には、緑に囲まれた豊かな自然、少人数で一人一人の子どもたちによく目が行き渡る、人情味ある温かい地域柄、等のよさがある。

一方、小集団の固定した集団関係から、表現力が身に付きにくい、大集団の中でもまれる経験が少ない、社会性を伸ばす必要性がある、等の課題もある。

そこで、小・中学校の9年間において、小中一貫教育のねらいのもとに、「郷土を愛し、

心豊かにたくましく生きる子どもを育成する」という学校の教育目標を設定し、「確かな学力」、「豊かな表現力」、「体験に基づく人間力」の育成を図るため、次の実践を行う。

(1) コミュニケーション科の新設

ア 児童生徒の表現力が不足しがちであるという実態から、コミュニケーション科を新設し、年間35時間をそれに充てる。その中で、20時間は英会話によるコミュニケーション能力の育成、9時間は読書や読み聞かせなど、6時間は集会活動等に充て、全体的な語彙力やコミュニケーション能力を伸長する。

イ 英会話については、小学校1年生から小学校6年生までJTE（英語教師）、ALT（英語指導助手）及び学級担任の3人で行い、中学校ではJTEとALTのTT（ティーム・ティーチング）による指導を行う。

(2) 英語科の新設

英語科とコミュニケーション科の英会話が別教科であることを踏まえた上で、コミュニケーション科と関連して、小学校5年生から毎週1時間アルファベットや英語独特の発音を学習する時間を設定し、英語学習の素地を養う。

そして、小学校6年生からは中学校の英語教科書を先取りし、英語教科書を使った授業を行い、JTEとALTのTTによる指導を行う。

なお、中学校では、小学校での学習の積み上げの下、学習を行う。

(3) 一部教科担任制の導入

中学校に入学した子どもや保護者の不安の一つに、学級担任の授業から教科担任の授業への変更や数学等で学習内容が高度になること等がある。

そこで、これらの不安解消のため、小学5年生から、英語、理科、音楽の教科で、教科担任制による授業を行う。

(4) キャリア教育の充実

最近の若者の気になる現象の一つとして、将来の夢をもっていない、自分の未来に希望がない、定職につかなくてもよいと考えること等がある。

新宮地域の小・中学校でも、職業や自己の適性について調べる活動や勤労観を養う授業を実施しているが、これら職業に関する授業・取組を小中9年間のつながりの中で考え、効果的な取組を行う。

これまで、新宮中学校では、1年生と3年生で職場体験学習を実施してきたが、今後は小学校5年生でも地域内で体験学習を行う。

(5) ふるさと・体験学習の充実

小・中学校では、地域の自然や人、ものを活用し、また協力を得ながら、ふるさと・体験学習を実施している。

小学校では「秋フェスティバル」や町探検、地域の方々の協力を得た戦争と平和について考える授業、中学校では地域の自然や施設を活用した原生林の登山、介護体験、茶の手もみ体験や炭焼き体験など、ふるさと新宮をテーマや会場に、各教科

7 構造改革特別区域計画の実施が構造改革特別区域に及ぼす経済的社会的効果

(1) 地域の活性化

学校の活力が増し、その学校を中心として小・中学校合同行事を地域を巻き込んで行うことで、人々の触れ合う機会と地域の活力が増すと考える。

(2) コミュニケーション能力の育成

コミュニケーション科の新設により、英会話によるコミュニケーション能力を高めるとともに、読み聞かせ、音読集会、学習発表会等により、国語を含めた総合的なコミュニケーション能力の向上を図ることができる。

(3) 英語教育の充実

コミュニケーション科と関連して小学校5年生から英語教育を実践することで、話す、聞く、書く等の英語能力全体を高めることができる。

(4) 人材の育成

ふるさと・体験学習やキャリア教育を充実することで、ふるさとを知り、ふるさとを愛し、将来、四国中央市のまちづくりに貢献できる人材を育てることができる。また、並行して、英検や漢字検定など、資格検定取得にも挑戦する。

(5) 情報発信

四国中央市の取組が、学校教育における取組の一つとして他市町へ情報発信されることで、市としてのイメージアップを図ることができる。

8 特定事業の名称

802 構造改革特別区域研究開発学校設置事業

819 構造改革特別区域研究開発学校における教科書の早期給与特例事業

9 構造改革特別区域において実施又はその実施を促進しようとする特定事業に関連する事業その他の構造改革特別区域計画の実施に関し地方公共団体が必要と認める事項

(1) 小中一貫教育推進委員会の設置

(委員は、学校、市教委、保護者、地域等)

小中一貫教育校による成果の検討と今後の指導のあり方を検討するとともに、事業を円滑かつ効果的・継続的に推進するために、評価と見直しを行う。

(2) 転入生等に対する補充的な授業の実施に必要な補助教員（非常勤講師）の配置

転入時に他校とのカリキュラムの違いによる授業進度調整を図るため、転入生に対し、課外による必要教科の補充的授業を実施する。なお、これらの取組に対しての対応が教職員だけで不足する場合は、単独で教員免許を有する者を補助教員として雇用し対応するものとする。

(3) 校区住民を対象にした英会話講座

A L Tを活用し、校区住民を対象に英会話講座を実施し、地域全体の英会話に対する

興味・関心を高めることにより、児童生徒が地域や家庭でも英会話を活用できる基盤づくりをする。

(4) 英語検定の実施

児童生徒が着実に英語力を身に付けたことを評価する一助とするため、小学校では児童英検、中学校では日本英語検定協会主催の英語能力判断テストを受験させることにより、英語力の定着度を検証し、指導の改善に資するよう努めていく。

別紙

1 特定事業の名称

802 構造改革特別区域研究開発学校設置事業

2 当該規定の特例措置の適用を受けようとする者

四国中央市立新宮小学校、寺内小学校（平成19年4月1日に新宮小学校に統合）
四国中央市立新宮中学校

3 当該規制の特例措置の適用の開始日

平成19年4月1日

4 特定事業の内容

(1) 事業主体

四国中央市

(2) 事業が行われる区域

四国中央市の一部（寺内小・新宮小・新宮中学校区）

(3) 実施期間

平成19年4月1日より下記5（2）の教育課程の基準によらない部分が教育課程の基準内になるように学習指導要領が改訂されるまでとする。

(4) 事業により実施される行為や整備される施設など

ア ふるさとを愛し、ふるさとに貢献できる人材を育成するため、新宮地域において小中一貫教育を実施する。

イ コミュニケーション科を新設し、小学校1年生から中学校3年生までの9学年で、週1時間新科の授業を行う。新科では、英会話を中心に、読み聞かせや音読集会などを行い、英語や国語についてのコミュニケーション能力を高める。

ウ 小学校5年生から英語科を新設し、小学校5年生ではアルファベットと英語の発音に慣れさせ、小学校6年生では中学校1年生の英語教科書を使用し、文法や会話文についての学習を行う。

エ 施設は、新宮中学校の校舎等を改修して、主に対応する。（寺内小学校と新宮小学校の2校を統合し、新宮中学校で9学年の児童生徒が学校生活を行う。）

5 当該規則の特例措置の内容

(1) 取組の期間等

平成19年4月1日から事業を開始して、平成22年度に事業について評価見直しを行う。

(2) 教育課程の基準によらない部分

ア 第1学年において、年間授業時数を34時間増加し、その34時間をコミュニケーション科の授業に充てる。

イ 第2学年において、年間授業時数を35時間増加し、その35時間をコミュニケーション科の授業に充てる。

ウ 第3学年～第9学年において、総合的な学習の時間を35時間削減し、その35時間をコミュニケーション科の授業に充てる。

エ 第5学年・第6学年において、総合的な学習の時間を35時間削減し、その35時間を英語科の授業に充てる。

オ 第8学年・第9学年において、選択教科を20時間削減し、その20時間を国語科の授業に充てる。

カ 第9学年において、選択教科を20時間削減し、その20時間を社会科の授業に充てる。

キ 第9学年において、選択教科を25時間削減し、その25時間を理科の授業に充てる。

(3) 計画初年度の教育課程の内容等

ア コミュニケーション科の設置

第1学年から第9学年の教育課程に、コミュニケーション科を新設する。その授業時数は、第1学年は34時間、第2学年から第9学年は35時間とし、授業時数の増加及び総合的な学習の時間を充てて確保する。

コミュニケーション科の20時間は英会話の時間とし、第1学年から第6学年まではJTE、ALTと学級担任の3人で、第7学年から第9学年はJTE、ALTのTTで授業を行う。その時間では、第1学年から第4学年では「歌やゲーム・遊びの中で英語の音やリズムに慣れ親しむ」、第5学年から第7学年では「英語を聞き取ったり発声することにより英語の音と会話に慣れ楽しむ」、第8学年から第9学年では「英語を使って基礎的なコミュニケーションをとることに慣れる」をねらいとし、第1学年から第9学年にかけて系統的にコミュニケーション能力の育成を図る。

また、残りの14時間（第1学年）、15時間（第2学年から第9学年）は表現力育成スキルや表現力関連行事に充て、多学年集団（異年齢集団）でのパネルディスカッション、音読集会、劇や、地域の人材を活用したり地域の人々も参加する読み

聞かせや劇等、従来の国語の授業とは異なる学習形態や学習方法の授業を行うことで日本語の全体的な語彙力やコミュニケーション能力を伸長する。

イ 英語科の設置

第5学年と第6学年の教育課程に、JTEとALTの二人で授業を行う英語科を新設する。その授業時数は両学年とも35時間とし、総合的な学習の時間を充てて確保する。

英語科の学習内容は、コミュニケーション科で英会話の時間を設定することから、第5学年はアルファベットや英語独特の発音に慣れることで中学校からの英語学習の素地を養う時間とする。また、第6学年以降は中学校の英語教科書を使い、上学年で学習する内容のうちの次のものを移行して学習を進める。

- 第6学年 …… be 動詞の平叙文・疑問文、三人称単数の代名詞
what を用いた疑問文、一般動詞の平叙文・疑問文代名詞
- 第7学年 …… be 動詞・不規則動詞の過去形、過去進行形、there 構文
接続詞 when、未来の表現
- 第8学年 …… 現在完了、仮主語の it 、 sv + how to do
受け身、svo + how to do

上記の内容に関連して、具体的に平成19年度には、第5学年は「アルファベットの名前を覚える、聞き取る、書く練習をする。母音についての法則を覚える、サイレント e を極める。」、第6学年は「アルファベットの名前を覚える、聞き取る、書く練習をする。母音についての法則を覚える、サイレント e を極める。中学1年生の教科書の be 動詞の平叙文、疑問文を学ぶ。」を学習し、平成22年度の完全実施に向け順次移行していく。

一方、評価については、児童のよい点や進歩の状況などを積極的に評価するとともに、指導の過程や結果を評価し、それらを文章で記述することにより、学習意欲の向上等に活かす。

なお、転入児童については、学習の進度に応じて英語学習にスムーズに取り組めるよう放課後や長期休業時に個別指導を行うとともに、場合によっては補助教員を配置する。

(4) 規制の特例措置の必要性

学校や地域の活性化のため、魅力と特色ある学校にする必要がある。その取組の一つとして、小学校1年生からコミュニケーション科を新設することで、地域の子どもの多くに欠け、保護者をはじめ地域の人々からの要望が強いコミュニケーション能力をより効果的に高めることができる。また、小学5年生から英語教育に取り組むことで、英語の確実な学力を付けることができる。

(5) 要件適合性を認めた根拠

本事業は、学習指導要領の「生きる力」につながる確かな学力を身に付けさせようとするものであり、これからの時代に求められる力の育成をめざしている。また、英会話を中心にコミュニケーション能力を高めることは、教育基本法に規定する「人格の完成をめざし、平和的な国家及び社会の形成者として」「心身ともに健康な国民の育成を」という第1条（教育の目的）にも合致している。

また、全学年で授業時数が増加していることについては、第1学年から第6学年では、国語と算数について1単位10分の授業を週5回行うなどの工夫することにより児童の負担軽減を図り、第7学年から第9学年では授業に体験・活動的な時間を多く取り入れ興味・関心を高めることで生徒の負担の軽減を図る。一方、総合的な学習の時間の時数削減は小・中のつながりの中で内容を見直すことやコミュニケーション科の内容を工夫すること、また、英語科の授業の中で国際理解教育を深めることで補うことができる。

なお、少人数のため学年全員同じ教科を選択している選択教科の時数削減については、必須教科に個々の習熟度に応じた発展的な学習を組み込むことで選択教科としての目標を達成することができる。

(6) 小・中学校の教育課程表

ア 小学校における各教科等の年間授業時数

区分	各教科の授業時数									道徳	特別活動	総合	コミュニケーション	英語	総授業時数
	国語	社会	算数	理科	生活	音楽	図工	家庭	体育						
1年	272	—	114	—	102	68	68	—	90	34	34	—	34	—	816
	272	—	114	—	102	68	68	—	90	34	34	—	0	—	782
2年	280	—	155	—	105	70	70	—	90	35	35	—	35	—	875
	280	—	155	—	105	70	70	—	90	35	35	—	0	—	840
3年	252	70	168	70	—	60	60	—	90	35	35	70	35	—	945
	235	70	150	70	—	60	60	—	90	35	35	105	0	—	910
4年	252	85	168	90	—	60	60	—	90	35	35	70	35	—	980
	235	85	150	90	—	60	60	—	90	35	35	105	0	—	945
5年	197	90	168	95	—	50	50	60	90	35	35	40	35	35	980
	180	90	150	95	—	50	50	60	90	35	35	110	0	0	945
6年	192	100	168	95	—	50	50	55	90	35	35	40	35	35	980
	175	100	150	95	—	50	50	55	90	35	35	110	0	0	945

※下段の数字は、学校教育法施行規則に定める標準授業時数である。

イ 中学校における各教科等の年間授業時数

区分	必修教科の授業時数									道徳	特別活動	選択	総合	コミュニケーション	総授業時数
	国語	社会	数学	理科	音楽	美術	保体	技家	英語						
7年	140	105	125	105	45	45	90	70	105	35	35	0	65	35	1000
	140	105	105	105	45	45	90	70	105	35	35	0	100	0	980
8年	125	105	125	105	35	35	90	70	105	35	35	35	65	35	1000
	105	105	105	105	35	35	90	70	105	35	35	55	100	0	980
9年	125	105	125	105	35	35	90	35	105	35	35	70	65	35	1000
	105	85	105	80	35	35	90	35	105	35	35	135	100	0	980

※下段の数字は、学校教育法施行規則に定める標準授業時数である。

別紙

1 特定事業の名称

819 構造改革特別区域研究開発学校における教科書の早期給与特例事業

2 当該規定の特例措置の適用を受けようとする者

四国中央市立新宮小学校、寺内小学校（平成19年4月1日に新宮小学校に統合）
四国中央市立新宮中学校

3 当該規制の特例措置の適用の開始日

平成19年4月1日

4 特定事業の内容

(1) 事業主体

四国中央市

(2) 事業が行われる区域

四国中央市の一部（寺内小・新宮小・新宮中学校区）

(3) 実施期間

平成19年4月1日より

(4) 事業により実施される行為や整備される施設など

特例措置により小中一貫教育校に設置する英語科において、小学校第6学年より中学校の教科書を使用する。

5 当該規則の特例措置の内容

(1) 取組の期間等

平成19年4月1日から事業を開始して、平成22年に事業について評価見直しを行う。

(2) 教科書給与特例の部分

小中一貫教育において、第1学年から第9学年まで、コミュニケーション科で会話中心の英語学習を主とした表現力育成スキルアップ学習を行う。

また、心理的見地からすると、小学校の中学年程度から、分析的・論理的・抽象的な能力、文字への興味や学習意欲が高まると言われている。

そのようなことから考察すると、第5学年からフォニックスやアルファベットを使って発音や文字にふれさせ、第6学年から中学校の教科書を使用して文法や会話文等の英語学習をすることが適切であると考え。

ア 移行する内容

- i 小学校第6学年に中学校第1学年用の教科書を使用し、be 動詞の平叙文・疑問文、三人称単数の代名詞、what を用いた疑問文、一般動詞の平叙文・疑問文等を取り扱う。
- ii 中学校第1学年に中学校第2学年用の教科書を使い、be 動詞・不規則動詞の過去形、過去進行形、there 構文、接続詞 when、未来の表現等を取り扱う。
- iii 中学校第2学年に中学校第3学年用の教科書を使い、現在完了（完了、経験、継続、have been to）、仮主語の it、sv + how to do、受け身、svo + how to do 等を取り扱う。

イ 上学年の教科書の使用について

第6学年に中学校第1学年用英語教科書を、中学校第1学年に中学校第2学年用英語教科書を、第2学年に中学校第3学年用英語教科書を早期給与する。なお、各学年で使用する教科書は次表の通りである。

学年	年間授業時数	上学年から移行する主な内容	使用教科書
第6学年	35時間	<ul style="list-style-type: none"> ・ be 動詞の平叙文・疑問文 ・ 三人称単数の代名詞 ・ what を用いた疑問文 ・ 一般動詞の平叙文・疑問文代名詞 	中学校第1学年用の教科書を使用する
第7学年	105時間	<ul style="list-style-type: none"> ・ be 動詞・不規則動詞の過去形 ・ 過去進行形 ・ there 構文 ・ 接続詞 when ・ 未来の表現 	中学校第1学年用及び中学校第2学年用の教科書を使用する
第8学年	105時間	<ul style="list-style-type: none"> ・ 現在完了（完了、経験、継続、have been to） ・ 仮主語の it、sv + how to do ・ 受け身（by なし、by つき） ・ svo + how to do 	中学校第2学年用及び中学校第3学年用の教科書を使用する

(3) 規制の特例措置の必要性

新宮地域において、学校や地域の活性化を図るため、特色と魅力ある教育活動を実施するために小中一貫教育を行うが、児童生徒の実態や保護者の願いから、児童生徒に身に付けたい力の一つとして、コミュニケーション能力がある。その力を身に付ける手段として、自己の思いを豊かに表現し、将来国際社会で活躍するために英語教育全般の力（＝読む、聞く、話す力など）を身に付けさせることも必要である。

そこで、小学校1年生から英語に触れる機会を持つとともに、小学5年生からアルファベット等文字の学習を開始し、小学6年生で中学1年生で使用する英語教科書を使った授業を行うことは、英語に早く馴染み、抵抗少なく学習に取り組ませるために有効な方策である。

また、中学校での英語活動や英語教育との計画的・継続的な連携は、中学校における英語教育の充実を図る上でも極めて重要である。

6 計画初年度（平成19年度）に早期給与を受ける児童生徒数及び早期給与する教科書の種類・冊数の見込み

給与する英語教科書	給与対象	平成19年度
SUNSHINE (開隆堂出版)	早期に給与する学年 (通常の給与学年)	早期給与必要冊数 (通常の給与冊数)
中学校第1学年用	小学校第6学年 (中学校第1学年)	26冊 (18冊)
中学校第2学年用	中学校第1学年 (中学校第2学年)	26冊 (8冊)
中学校第3学年用	中学校第2学年 (中学校第3学年)	18冊 (10冊)

(平成19年度必要冊数は、平成18年8月31日現在の見込み数による。)